



## 平成23年度 固定資産税の縦覧・閲覧

●問い合わせ 資産税課 (☎574-6638)

**【縦覧】** 固定資産税の納税者は、自己の土地や家屋の評価額と市内の他の土地や家屋の評価額とを比較できるように、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

**対象**

- ①土地価格等縦覧帳簿Ⅱ市内に所在する土地の固定資産税納税者
- ②家屋価格等縦覧帳簿Ⅱ市内に所在する家屋の固定資産税納税者
- ③納税者から縦覧を委任された、かつ委任状をお持ちのかた

※法人(会社) 所有の資産について、社員のかたなどが縦覧される場合は、代表者(本店が市外の場合は支店長など)からの委任状が必要です。

とき 4月1日(金)～5月31日(火)

ところ 資産税課

手数料 無料

**【閲覧】** 固定資産税の納税義務者は、自己の資産について記載された固定資産課税台帳の閲覧および課税台帳記載事項の証明書の交付が受けられます。また、借地・借

家人のかたなども、借地・借家に係る部分に限り、閲覧および証明書の交付が受けられます。

**対象**

- ①該当資産の納税義務者および納税管理人
- ②納税義務者から閲覧を委任された、かつ委任状をお持ちのかた
- ※法人(会社) 所有の資産について、社員のかたなどが閲覧される場合は、代表者(本店が市外の場合は支店長など)からの委任状が必要です。
- ③借地・借家人のかたなどは、賃借権などの権利(対価が支払われるものに限る)を有し、権利関係を示す書類などをお持ちのかた

とき 4月1日(金)～

ところ 資産税課(6月1日(火)以降は市民税課)および各総合支所市民生活課

手数料 無料(6月1日(火)以降は有料)

※借地・借家人で、証明書が必要な場合は有料

※縦覧、閲覧のいずれも本人(または委任されたかた)の確認ができる運転免許証などをお持ちください。



## 統一地方選挙 - 県議会議員選挙・市議会議員選挙 -

●問い合わせ 選挙管理委員会 (☎574-6664)

**埼玉県議会議員一般選挙**  
告示日 4月1日(金)  
投票日 4月10日(日)  
**深谷市議会議員一般選挙**  
告示日 4月17日(日)  
投票日 4月24日(日)

**【投票のできるかた】**

- ①埼玉県議会議員一般選挙  
平成3年4月11日以前に生まれたかたで、深谷市に平成22年12月31日以前に転入の届け出をし、引き続き深谷市の住民基本台帳に登録されているかた
- ②深谷市議会議員一般選挙  
平成3年4月25日以前に生まれたかたで、深谷市に平成23年1月16日以前に転入の届け出をし、引き続き深谷市の住民基本台帳に登録されているかた

**【投票日当日の投票】**

とき 午前7時～午後8時

ところ 市内31投票所のうち指定された投票所

**【期日前投票・不在者投票】**

投票は、投票日に決められた投票所で行うのが原則ですが、投票日当日に投票に行けないかたは、要件を満たせば、期日前投票または不在者投票ができます。

①投票日に仕事や冠婚葬祭の予定がある場合

②外出や旅行などで投票日に投票所内に行かない予定の場合

③病气やけが、妊娠などの理由で投票日に投票所へ行けないことが予想される場合

〈埼玉県議会議員一般選挙〉

とき・ところ

- ①市役所本庁舎3階大会議室・4月2日(土)～9日(土)午前8時30分～午後8時
- ②岡部総合支所1階会議室、川本総合支所1階市民相談室、花園総合支所1階市民相談室・4月4日(月)～9日(土)午前8時30分～午後8時

〈深谷市議会議員一般選挙〉

とき・ところ 市役所本庁舎3階大会議室、岡部総合支所1階市民相談室、花園総合支所1階市民相談室、川本総合支所1階市民相談室、花園総合支所1階市民相談室・4月18日(月)～23日(土)午前8時30分～午後8時

**【不在者投票の方法】**

- ①長期出張などの理由で他の市区町村に滞在している場合、事前の手続きにより滞在地先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。
- ②指定された病院・施設で、不在者投票ができます。手続きについては、病院・施設に確

認し事前にお申し出ください。

③身体に重度障害があり、要件を満たすかたは、自宅などで投票用紙に候補者名を記載し、郵送することで不在者投票ができます。

この方法では、先に郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。すでに証明書の交付を受けているかたは、選挙管理委員会に用意してある投票用紙等交付請求書を受領の上、投票日の4日前午後5時までに投票用紙などを請求してください。

※20歳を迎える日以前の期日前投票はできません。投票日当日か不在者投票での投票となります。

**【開票について】**

- 〈埼玉県議会議員一般選挙〉  
とき 4月10日(日)午後9時～
- ところ 深谷ビッグタートル
- 〈深谷市議会議員一般選挙〉  
とき 4月24日(日)午後9時～
- ところ 深谷ビッグタートル

**【投票所入場券について】**

投票所入場券は、投票日や投票所をお知らせするとともに、投票所の受け付けをスムーズにすることを目的としています。入場券を紛失したときは、投票所で再交付しますので係員に



お申し出ください。

入場券は、はがき(1枚に4人分)で郵送します。入場券が届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。期日前投票・不在者投票、または投票日当日の投票にお越しの際には、必ず記載の投票所を確認の上、入場券を切り離して各自お持ちください。

※入場券をお忘れの場合は、係員にお申し出ください。

**【選挙公報の配布について】**

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を埼玉県議会議員一般選挙および深谷市議会議員一般選挙とも投票日前日までに新聞折り込みで配布します。

また、市役所(本庁舎・各総合支所)、各公民館などにも置く予定です。ご利用ください。

入手できないときは選挙管理委員会へご連絡ください。



## 国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所 (☎522-5158)  
保険年金課 (☎574-6641)  
岡部市民環境課 (☎585-2213)  
川本市市民環境課 (☎583-2783)  
花園市民環境課 (☎584-1122)

**【高齢任意加入制度について】**

日本に住むかたはすべて、20歳～60歳までの間、国民年金に加入しますが、60歳以上のかたでも希望により国民年金に加入できる制度があります。

**【任意加入】**

60歳～65歳までのかたで、年金加入期間が短く年間を満たしていないかたや、保険料未納期間があるために年金額が少ないかたは、国民年金に任意加入することができます。

ただし、老齢基礎年金を受給しているかたや、厚生年金・共済年金に加入しているかたは任意加入できません。

**【特例任意加入】**

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、昭和40年4月1日以前に生まれたかたで日本国内に住んでいるかた、または海外に住んでいる日本国籍を有するかたは、受給資格を満たすまで(最長70歳まで)任意加入できます。

任意加入の手続きは、問い合わせ先で受け付けています。なお、任意加入者の



保険料納付方法は原則口座振替です。手続きの際は、年金手帳・印鑑・預貯金通帳・通帳届出印をお持ちください。

**【日本年金機構では、国民年金保険料の納付案内について民間委託を実施しています】**

受託事業者 (株)アイヴィ  
ジット (☎0120-335-250)

過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、受託事業者から電話・文書・戸別訪問などにより納付や免除等申請手続きのご案内をさせていただきます。

※この民間委託は国民年金保険料の収納業務の一部を民間業者に委託し、低コストでより良いサービスの提供を目指して行うものです。